

## 1 幸福追求権——その1

A  
ゾーン

## 幸福追求権

★★★★★ check

## 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

この条文は、日本国憲法の基本的原理である「個人の尊重」を宣言した規定です。また、憲法は14条以下に詳細で具体的な人権規定を置いています。この13条はそれらの総則的規定であるとともに、憲法に規定されていない人権（**新しい人権**）の根拠となるべき規定です。

そして、本条文では、個人の尊重を具体的に保障するために、国民の幸福追求権を保障しています。幸福追求権によって根拠づけられる個々の権利は、裁判上の救済を受けることができる具体的権利です。

すなわち、13条は憲法を制定した当時には存在しないものの、その後の社会環境の変化に応じて新しい人権が生じることを予測し、それに対応するために置かれた規定というわけです。

ただ、新しい人権を無条件に次々と認めていくことは、かえって人権のインフレを招き、相対的に人権の価値が下がると考えられています。例えば、環境権が判例によって認められたケースはありません。

そこで、問題となる新しい権利について、それを最高価値である「人権」と認めるべきか、それとも単なる法的に保護すべき一般的な権利と捉えるべきか、という点が判例では争われています。これまでの裁判では、肖像権やプライバシー権、さらには喫煙の自由なども問題となっています。

## 学説

## ■幸福追求権の範囲

## 概要

幸福追求権の保障範囲をめぐって、学説上の争いがあります。

## 学説

## □人格的利益説

憲法の定める幸福追求権を、自律的個人としての尊重を基底的原理とするものと捉え、その保障範囲を個人の自律に不可欠な利益に限定する考え方です。

## □一般的自由説

幸福追求権を、あらゆる行為の自由を保障するものと考え、公共の福祉などによる制限はあっても、人格との関係などでは限定しない考え方です。

## 論点

人格的利益説については、「人格」という概念の曖昧さへの批判や、自律能力を前提としているため、それが不十分ではない人間を憲法が守れなくなる、といった批判があります。一般的自由説に対しては、公序良俗に反する自由（犯罪など）まで認められる、人権がインフレ化し権利保障が低下する、といった批判があります。人格的利益説よりも一般的自由説の方が保障範囲が広いとされますが、いずれかが通説的地位を占めるまでには至っていません。

## 判例

## ① プライバシー権 (1) 容貌等をみだりに撮影されない自由

《京都府学連事件》(最大判昭44.12.24)

## 背景

デモ行進に参加していた大学生が、行進中に、巡査に写真を撮影されました。これに憤慨した大学生が巡査に暴行を加えた結果、大学生は公務執行妨害罪で逮捕・起訴されましたが、大学生側は肖像権の侵害であるとして争った事件です。

## 結論

警察の対応は合憲とされました。

## 論点

- みだりに容貌等を撮影されない自由は憲法13条によって保障されています。
- 憲法13条の、幸福追求権の規定は、具体的権利性を有する規定です。  
⇒憲法13条を根拠に、具体的権利を認めています。
- いわゆる肖像権は、公共の福祉の制約を受けます。
- 犯罪捜査のために犯人の容貌を撮影する際に、第三者の容貌が映り込んでも、裁判官の令状は必要ありません。

## ② プライバシー権 (2) 無断での容貌の写真撮影

①と同じ肖像権の判例として、速度違反車両の自動撮影があります。これは、自動速度監視装置（オービス）による速度違反の運転者の容貌の写真撮影について、憲法13条に違反しないかが争われました。最高裁は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急に証拠保全をする必要性があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものであるから、憲法13条に違反せず、また、右写真撮影の際、運転者の近くにいるため除外できない状況にある同乗者の容貌を撮影することになっても、憲法13条、21条に違反しないと判示しました《無断容貌撮影事件》（最判昭61.2.14）。

## ③ プライバシー権 (3) プライバシー権と表現の自由

最高裁がプライバシー権を定義したことはありませんが、地方裁判所レベルでは裁判例があります。裁判例は、**プライバシー権は私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利**とした上で、言論、表現等の自由の保障とプライバシーの保障では、言論、表現等の自由の保障が一般的に優先するわけではないとしています《「宴のあと」事件》（東京地判昭39.9.28）。

## ④ プライバシー権 (4) 名簿を無断で警察に開示する行為

《江沢民講演会参加者名簿提出事件》（最判平15.9.12）

### 背景

私立大学が講演会参加者の氏名・住所・電話番号について本人の同意を得ることなく、警察に通報したことが、プライバシーの侵害に当たるとして争われた事件です。

### 結論

警察と大学によるプライバシーの侵害は不法行為を構成します。

### 論点

大学が参加者名簿を警察の要請に応じて無断で警察に開示した行為は、プライバシーの侵害です。

## ⑤ 忘れられる権利

判例は、「忘れられる権利」という表現は用いずに、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきであり、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らか場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができました《忘れられる権利》（最決平29.1.31）。

## 2 幸福追求権——その2



### 幸福追求権に関する判例

#### ① 前科および犯罪経歴の要保護性

《前科照会事件》（最判昭56.4.14）

#### 背景

京都市中京区長が弁護士からの照会に応じて個人の前科について伝達した事件です。

#### 結論

区長の行為は公権力の違法な行使に当たります。

#### 論点

- 1) 弁護士の照会に応じ、前科を報告することは、公権力の違法な行使にあたります。
- 2) 前科は、法律上の保護に値する利益です。
- 3) 前科が訴訟等の重要な争点となっていて、市区町村に照会するほかに立証方法がない場合には、市区町村長は、前科について回答することができます。

#### ② 私人間での前科等の公開されない法律上の利益

あるノンフィクション作品の中で、自分の前科を実名で公表されたAが、作者Bに対して、損害賠償請求をしたという事件において、判例は、「前科等に関わる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もある」としつつも、具体的には「前科等に関わる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合」には、その公表によって被った「精神的苦痛の賠償を求めることができる」として、本件でのAの請求を認容しました《ノンフィクション「逆転」事件》（最判平6.2.8）。

#### ③ 心の平穏を乱されない利益

判例は、大阪市営高速地下鉄道における商業宣伝放送によって、乗車中は拘束された乗客が聞きたくない音の聴取を強制されることになったとしても、人格権を侵害したとはいえず、本件商業宣伝放送を違法ということはできないと判示しました《とらわれの聴衆事件》（最判昭63.12.20）。

#### ④ 酒類製造の自由

酒税法上は、酒類の製造には免許が必要ですが、無免許で自己消費だけの目的で「どぶろく」を製造していた者を取り締まった事案において、判例は、酒税法は、酒税の徴収を確保するため、製造目的のいかんを問わず、酒類製造を一律に免許の対象とした上、無免許で酒類を製造した者を処罰することとしたもので、これにより自己消費目的の酒